

令和 7年 3月 31日

協業組合 北部ガスセンター

取引適正化・料金透明化に向けた自主取組宣言について

協業組合 北部ガスセンターは経済産業省による「LP ガスの商慣行是正に向けた取組」につきまして省令改正を遵守し、お客様に安心・安全を届け、地域の皆様に支持・選択される企業を目指して取組んで参ります。

【宣言の内容】

当社は、資源エネルギー庁が推進した液化石油ガス法「改正省令」を遵守いたします
〈改正省令の概要〉

1) 過大な営業行為の制限

- ・ 正常な商慣習を超えた利益供与は致しません。
- ・ LP ガス事業者の切替えを制限する契約締結等は致しません。

2) 三部料金制の徹底

- ・ 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制へ移行いたします。
- ・ LP ガス消費と関係のない設備費用の LP ガス料金への計上は致しません。
- ・ 賃貸向け LP ガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上致しません。

3) LP ガス料金等の情報提供

- ・ 入居希望者への LP ガス料金の事前提示について、入居希望者に直接、またはオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じた事前提供に努めます。
- ・ 入居希望者から直接要請があった場合は LP ガス料金等必要情報を提示致します。

経済産業所によるニュースリリース

<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240402001/20240402001.html>